

青森県報

号外第六十九号

令和六年

十二月十六日
(月曜日)

目 次

条 例

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例……………	(人 事 課) ……二
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……六
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……三
○青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例の一部 を改正する条例……………	(医療薬務課) ……五
○青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条 例……………	(観光政策課) ……七
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……九
○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部 を改正する条例……………	(運転免許課) ……九

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほか、当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほか、に当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に於いて準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間について別に定めることができる。

一 職務の特殊性がある場合

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合

三 職員の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

第七条中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合

三 職員の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

第八条第三項中「同条」を「同条第一項」に改め、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「とする」を「とし、同条第二項の規定は、適用しない」に改め、同条第四項中「又は第五条」を「、第五条第一項」に改め、「含む。」の下に「又は同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

第八条の三第一項中「掲げる職員」の下に「（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、同条第二項中「掲げる職員」及び「第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員」の下に「（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加える。

第八条の五第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「含む。」の下に「、第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

第十八条第一号中「割り振る」を「割り振り、及び同条第三項の規定により週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振る」に改め、同条第三号中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「週休日の日数」を「勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十三条第三項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「同じ。」の下に「及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「及び勤務時間条例第五条」を「並びに勤務時間条例第五条第一項

及び同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」に、「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十四条中「休日が」の下に「勤務時間条例第四条及び第五条第一項の規定に基づく」を加える。

第十六条の二第一項第一号中「週休日又は」を「勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条第一項（勤務時間条例第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第八条第二項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ウ中「第五条」を「第五条第一項」に、「（以下「週休日」を「若しくは同条例第三条第三項若しくは第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務を割り振らない日（以下「週休日等」に改め、同号エ中「週休日」を「週休日等」に、「三時間四十五分若しくは四時間」を「四時間以下」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年一月二十六日から施行する。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表第十三条第三項の項中「第三条第二項、」を「第三条第二項若しくは第三項、」に、「又は勤務時間条例」を「又は勤務時間条

例第三条第三項若しくは」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十七条の表第三条第二項ただし書の項の次に次のように加える。

第三条第三項		
定める期間		定める期間(以下この項において「単位期間」という。)
できる		できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする

第二十四条の表第十三条第三項の項中「第三条第二項、」を「第三条第二項若しくは第三項、」に、「又は勤務時間条例」を「又は勤務時間条例

第三条第三項若しくは」に改める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十二万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千五百円」を「五万六千六百円」に改める。

第十八条第二項の表中「二三、三六〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一三、〇六〇円」を「一四、五〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

第十九条第二項中「期末手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「除く。」の下に「以下この項及び」を、「百分の百二・五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百二十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百七・五）」を加え、同条第三項中「とする」を「と、百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百十七・五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の五十六・二五」の下に「十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の六十三・七五）」を加える。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

行政職給料表

職員の区分	職務級の 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額	10級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	

年 再 任 用 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			

	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
	94		299,400	347,400	386,600						
	95		299,700	347,800	387,000						
	96		300,100	348,200	387,400						
	97		300,300	348,400	387,700						
	98		300,600	348,800	388,200						
	99		301,000	349,200	388,600						
	100		301,400	349,500	389,000						
	101		301,600	349,800	389,300						
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000

年 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		

	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800			
	94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700				
	95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100				
	96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500				
	97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800				
	98	311,800	335,100	361,600	391,600	423,200				
	99	312,700	336,300	362,700	392,100	423,600				
	100	313,600	337,500	363,900	392,600	424,000				
	101	314,500	338,900	365,000	393,000	424,300				
	102	315,500	339,800	366,100	393,500					
	103	316,500	340,800	367,200	394,000					
	104	317,400	341,900	368,300	394,500					
	105	318,200	343,000	369,500	394,800					
	106	318,800	344,100	370,000	395,200					
	107	319,400	345,100	370,600	395,700					
	108	320,000	346,100	371,200	396,000					
	109	320,500	347,300	371,800	396,300					
	110	321,000	348,300	372,300	396,800					
	111	321,400	349,300	372,700	397,300					
	112	321,900	350,200	373,200	397,800					
	113	322,700	351,100	373,600	398,100					
	114	323,400	352,000	374,000	398,600					
	115	324,100	353,000	374,500	399,100					
	116	324,700	354,000	375,000	399,600					
	117	325,300	355,000	375,400	399,900					
	118	326,000	355,400	375,900	400,400					
	119	326,700	356,000	376,500	400,900					
	120	327,500	356,600	377,000	401,400					
	121	328,100	356,900	377,200	401,800					
	122	328,400	357,300	377,700	402,300					
	123	328,900	357,700	378,200	402,700					
	124	329,400	358,100	378,600	403,200					
	125	329,700	358,500	379,100	403,600					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						

	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600	円 384,200	円 416,200

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

別表第三（第三条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職の 務級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200
	25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400
	26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600
	27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800
	28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900
	29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900
	30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000
	31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100
	32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200
	33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200
	34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100
	35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000
	36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900
	37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800
	38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600
	40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400
	41	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800
	42	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400
	43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000
	44	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600
	45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100
	46	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400
	47	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900
	48	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300
	49	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600
	50	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200
	51	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800
	52	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400
	53	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000
	54	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700
	55	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300
	56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900
	57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200
	58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900
	59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600
	60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
	61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
	62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000
	63	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300
	64	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500
	65	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700
	66	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900
	67	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200
	68	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500
	69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700
	70			376,000	428,300	456,000
	71			376,300	428,900	456,300
	72			376,600	429,500	456,500
	73			376,900	430,000	456,700
	74			377,100	430,600	
	75			377,500	431,100	
	76			377,800	431,700	
	77			378,100	432,200	
	78			378,600	432,700	
	79			379,100	433,300	
	80			379,500	433,900	
	81			379,900	434,200	
	82			380,300	434,800	
	83			380,800	435,400	
	84			381,300	435,900	

	85			381,700	436,300	
	86			382,200	436,800	
	87			382,600	437,500	
	88			383,000	438,200	
	89			383,500	438,400	
	90			384,000		
	91			384,500		
	92			385,000		
	93			385,300		
	94			385,700		
	95			386,000		
	96			386,400		
	97			386,900		
	98			387,200		
	99			387,700		
	100			388,100		
	101			388,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 225,100	円 255,100	円 284,900	円 326,200	円 355,100

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第三条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	264,400	311,300	408,700
	40	265,700	313,000	410,000
	41	267,000	314,300	411,600
	42	268,000	316,200	413,000
	43	269,000	318,000	414,300
	44	269,900	319,700	415,700
	45	270,600	321,400	417,100
	46	271,400	323,300	418,400
	47	272,200	325,000	419,900
	48	273,000	326,700	421,400
	49	273,800	328,400	423,000
	50	274,600	330,200	424,400
	51	275,300	332,000	426,000
	52	276,100	333,700	427,500
	53	276,900	335,400	429,200
	54	277,700	336,700	430,700
	55	278,500	338,000	432,300
	56	279,300	339,300	433,900
	57	280,000	340,800	435,400
	58	280,600	342,400	436,900
	59	281,400	343,900	438,100
	60	282,300	345,500	439,300
	61	283,100	347,000	440,500
	62	283,700	348,600	441,800
	63	284,500	350,200	443,000
	64	285,200	351,700	444,200
	65	286,200	353,200	445,300
	66	287,000	354,800	446,500
	67	287,800	356,400	447,700
	68	288,500	357,900	448,900
	69	289,200	359,400	450,100
	70	290,000	361,000	451,300
	71	290,800	362,600	452,500
	72	291,500	364,100	453,700
	73	292,200	365,600	454,800
	74	292,900	367,200	455,400
	75	293,600	368,800	455,900
	76	294,200	370,300	456,400
	77	294,800	371,800	456,900
	78	295,500	373,200	
	79	296,200	374,600	
	80	296,800	375,900	
	81	297,400	377,200	
	82	298,100	378,600	
	83	298,800	380,000	
	84	299,500	381,300	

85	300,200	382,400
86	301,000	383,800
87	301,700	385,100
88	302,400	386,400
89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100

	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400			
	139	329,700			
	140	330,000			
	141	330,200			
	142	330,400			
	143	330,700			
	144	330,900			
	145	331,200			
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円 238,500	円 279,100	円 336,600	円 421,900

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 級の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	
	39	263,500	290,400	381,800	
	40	264,700	292,200	382,900	
	41	265,900	294,000	384,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	267,000	295,900	385,200
	43	268,100	297,700	386,400
	44	269,200	299,400	387,500
	45	270,200	301,100	388,600
	46	271,000	302,900	389,800
	47	271,800	304,600	391,000
	48	272,600	306,200	392,200
	49	273,300	307,800	393,400
	50	274,100	309,500	394,700
	51	274,800	311,300	395,900
	52	275,500	313,000	397,100
	53	276,300	314,300	398,300
	54	277,100	316,200	399,600
	55	277,900	318,000	400,600
	56	278,600	319,700	401,700
	57	279,300	321,400	402,900
	58	280,100	323,300	404,100
	59	280,900	325,000	405,300
	60	281,600	326,700	406,500
	61	282,200	328,400	407,600
	62	282,900	330,200	408,600
	63	283,600	332,000	409,900
	64	284,200	333,700	411,100
	65	284,900	335,400	412,300
	66	285,600	336,700	413,400
	67	286,300	338,000	414,500
	68	287,000	339,300	415,600
	69	287,700	340,800	416,600
	70	288,500	342,300	417,800
	71	289,200	343,800	419,000
	72	289,900	345,300	420,200
	73	290,400	346,700	420,800
	74	291,100	348,200	421,600
	75	291,800	349,700	422,300
	76	292,400	351,200	422,800
	77	293,000	352,600	423,100
	78	293,700	354,100	423,400
	79	294,300	355,600	423,800
	80	294,900	357,100	424,200
	81	295,500	358,500	424,500
	82	296,100	359,800	424,900
	83	296,700	361,100	425,200
	84	297,300	362,300	425,500
	85	297,800	363,500	425,800
	86	298,300	364,700	426,200
	87	298,800	365,900	426,500

88	299,300	367,000	426,800
89	299,700	368,100	427,100
90	300,300	369,200	427,400
91	300,800	370,300	427,700
92	301,300	371,400	427,900
93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	

	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円 229,700	円 276,000	円 330,000	円 411,900

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五（第三条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職の 務級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		

	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六（第三条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の 区 分	職 の 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	

	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86		294,100	330,400	351,200	393,100		
	87		294,300	330,600	351,500	393,500		

	88		294,500	330,900	351,800	393,900		
	89		294,900	331,300	352,200	394,300		
	90		295,100	331,700	352,500	394,800		
	91		295,300	332,000	352,800	395,200		
	92		295,500	332,300	353,100	395,600		
	93		295,900	332,600	353,500	396,000		
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		

88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			

	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改め、「以下の項及び」を削り、「百分の百二・五」、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百七・五）を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十六・二五」を「百分の五十」に、「百分の五十六・二五」、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定幹部職員にあつては、百分の六十三・七五）を「百分の六十」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

給 号	給 料 月 額
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第六条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第八条第二項の表第十九条第二項の項を次のように改める。

第十九条第二項	
百分の百二十二・五	百分の百六十五
百分の百二十七・五	百分の百八十

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（令和六年四月一日前の異動者の号給の調整）

3 令和六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例

の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十一号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県議会議員の期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十二号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

第二十四条第一項中「同市又は」を削る。

第三十五条中「中泊町」の下に「七戸町」を加える。

第五十三条を第五十四条とし、第四十四条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十三条中「西目屋村」の下に「又は階上町」を加え、「同村が」を「同村又は同町がその区域内における」に改め、「同号口に掲げる土地」の下に「（当該土地がむつ市又は同町の区域内にある場合を除く。）」を加え、「今別町、同村、おいらせ町及び三戸町」を「黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、今別町、深浦町、同村、板柳町、東北町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町及び階上町」に、「町村」を「市町村」に改め、同条を第四十四条とし、第三十八条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げ、第三十七条の次に次の一条を加える。

(浄化槽法に基づく事務)

第三十八条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、五戸町の区域に係るものは、同町が処理することとする。

一 浄化槽法第五条第一項の規定による浄化槽の設置並びに浄化槽の構造及び規模の変更の届出の受理(特定行政庁の権限に係るものを除く。)並びに特定行政庁への届出の経由、同条第二項の規定による必要な勧告並びに同条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知(特定行政庁の権限に係るものを除く。)に關すること。

二 浄化槽法第七条第二項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に關すること。

三 浄化槽法第七条の二第一項の規定による水質に關する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言、同条第二項の規定による水質に關する検査を受けるべき旨の勧告並びに同条第三項の規定による当該勧告に係る措置の命令に關すること。

四 浄化槽法第十条の二第一項、第二項及び第三項の規定による報告書の受理に關すること。

五 浄化槽法第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第二項の規定による当該届出に係る浄化槽の使用の再開の届出の受理に關すること。

六 浄化槽法第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理に關すること。

七 浄化槽法第十二条第一項の規定による浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃についての必要な助言、指導及び勧告並びに同条第二項の規定による浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃についての必要な改善措置の命令並びに浄化槽の使用の停止の命令に關すること。

八 浄化槽法第十二条の二第一項の規定による水質に關する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言、同条第二項の規定による水質に關する検査を受けるべき旨の勧告並びに同条第三項の規定による当該勧告に係る措置の命令に關すること。

九 浄化槽法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による設置計画の作成に係る同意（特定行政庁の権限に係るものを除く。）に関すること。

十 浄化槽法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成及び同条第二項の規定による情報の提供の要求に関すること。

十一 前各号及び次号に掲げる事務に係る浄化槽法第五十三条第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による立入検査及び質問に関すること。

十二 浄化槽法附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽に関する除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置の助言及び指導、同条第二項の規定による除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置の勧告並びに同条第三項の規定による当該勧告に係る措置の命令に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十五条、第三十八条及び第四十四条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

（青森県都市計画法施行条例の一部改正）

4 青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「中泊町」の下に「七戸町」を加える。

青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十三号

青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例

第一条中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「附則第三条第一項」を「附則第四条」に、「第一条」を「第二条」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「第十條第六項」を「第七條第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。

第二条第一号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料 六千七百円」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 二万六千六百円」に改め、同条第二号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同条第三号中「附則第三条第一項」を「附則第四条」に、「第十條第六項」を「第七條第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再

交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十四号

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「ただし、」の下に「電子情報処理組織（」を加え、「の規定により同項」を削り、「使用して、」を「いう。以下同じ。」を使用する方法により」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手 数 料	
	名 称	区 分
一 法第二十条第一項第一号から第三号まで	一般旅券発給手数料	同条第二項の規定の適
	金 額	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方

に規定する一般旅券の発給の申請をする者	料	用を受けない場合	法により申請をする場合には、千九百円）
二 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加の申請をする者	一般旅券渡航先追加手数料	同条第二項の規定の適用を受ける場合	四千三百円（電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合には、三千九百円）
			三百円

附 則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。



青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十五号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中

青森港	一平方メートルにつき	日額	十八円七十銭
-----	------------	----	--------

を

青森港	上屋一号	一平方メートルにつき	日額	五十六円十銭
	上屋二号	一平方メートルにつき	日額	十八円七十銭

に改める。

附 則

この条例は、令和七年二月四日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第九十二条第一項」の下に「及び第九十五条の二第十一項」を加え、同条第二十一号中「」第三十条の十三第一項」を「。以下

「府令」という。）第三十条の十一第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条

第十八号中「第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第一項」に改め、「交付」の下

に「及び同条第三項の規定による運転経歴情報の記録」を加え、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「運転免許証」の下に「及び免許情報記録」を加え、同号を同条第十八号とし、同条中第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録並びに法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定及び法第一百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えに関する事務

第五条第二項中「運転免許証又は運転経歴証明書の交付を受けた」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該運転免許証又は運転経歴証明書」を「同表の中欄に掲げる物」に、「その者に係る運転免許証再交付手数料又は運転経歴証明書再交付手数料」を「同表の下欄に掲げる手数料」に改め、同項に次の表を加える。

運転免許証の交付を受けた者	運転免許証	運転免許証再交付手数料
特定免許情報の記録を受けた者	免許情報記録個人番号カード	特定免許情報記録手数料
運転経歴情報の記録を受けた者	運転経歴情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）	運転経歴情報記録手数料
運転経歴証明書の交付を受けた者	運転経歴証明書	運転経歴証明書再交付手数料

別表第十一号中

千五百五十円

を

千六百五十円

に、「千九百円（道路交通

法施行令」を「千九百五十円（道路交通法施行令）」に、「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新」を「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録（以下「運転免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千九百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。））」に、「六千六百円」を「六千九百円」

に、

法第九十七條の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合	千七百五十円
--	--------

を

法第九十七條の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合	千九百円
--	------

に、「千九百円（政令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新）」を「二千五百円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千三百五十円」を「三千三百円」に、

い理由のため運転免許証の更新」を「千九百五十円（政令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新）」に、「二千五百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に、

法第九十七條の二第一項 第二号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	千七百五十円
---	--------

を

法第九十七条の二第一項 第二号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合	千八百五十円
--	---------------

に、「二千六百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について

行う試験」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千七百元」を「千八百円」に、「四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に、「二千九百元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百元」に改め、同表第十二号中「三千九百元」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表第十三号中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四 法第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による運転免許証の交付を受けようとする者	運転免許証 交付手数料	第一種 運転免許又は 第二種 運転免許に係 る運転 免許証	法第九十二 条第一 項の規定 による交 付を受け る場合	イ ロに掲げる者以外の者に 対する交付	二千三百五十円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二千百円）
				ロ 日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許	二千百五十円（特定試験免除者に対する交付にあつては、千九百円）に、与える免許

仮運転免許に係る運転免許証	法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付	一種類ごとに二百円を加えた額
			二千五百五十円
			千百円

別表第十五号中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千百五十円」を「千五十円」に改め、同表第三十号中「道路交通法施行規則第三十条の十三第一項」を「府令第三十条の十一第一項」に、「千百円」を「千百五十円」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第二十九号中「九百円」を「千円」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第二十八号中

法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について	七百五十円
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について	八百五十円

に、「二千三百五十円」を「二千四百円」

に、「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に、「四千百五十円」を「四千三百円」に、「四千円」を「四千二百円」に、「講習一時間について 千五百円」を「講習一時間について 千七百五十円」に、「三千百円」を「三千二百円」に、「千四百円」を「千八百五十円」に、

法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習

講習一時間について

七百五十円

を

法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習

講習一時間について

九百円

に、「二千五百五十円」を「二千三百円」

に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百元」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百元」に、「二千四百五十円」

法第九十二条の二第二項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習

五百円

を「二千五百五十円」に、

を

法第九十二条の二第二項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習

八百円

法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習

千三百五十円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する講習にあつては、八百円）

法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習

五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを

	電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあっては、二百円）
法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	八百円（オンライン講習にあっては、二百円）
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習等規則」という。）第八条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	千四百円
法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	八百円（オンライン講習にあっては、二百円）

に改め、「若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお

従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」を削り、「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「三千九百円」を「二千九百五十円」に、

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	一万二千五百円（当該講習が運転免許講習等規則第八条第二項に規定するものである場合にあっては、九千五十円）
----------------------	--

を

法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして運転免許講習等規則第八条第二項に規定する装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	一万二千九百円
	実車等指導を含まない講習	九千三百五十円

に、「二千二百五十円」を「二千六百円」

に、

法第百八条の二第二項第十五号又は第十六号に掲げる講習	講習一時間について	二千円
----------------------------	-----------	-----

を

法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習	講習一時間について	二千百円
法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習	講習一時間について	二千五十円

に、

千三百五十円

を

千四百円

に改め、同号を同表第三十号とし、同表第二

十七号中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号を同表第二十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十八 法第百五条の二第三項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者	運転経歴情報記録手数料		九百円（法第百五条の二第一項の規定による運転経歴証明書の交付又は府令第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
--	-------------	--	--

別表第二十六号中「第百四条の四第五項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第百五条の二第二項」に、「千百円」を「千百五十円」に改め、同号を同表第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 法第百一条の二の二第一項の規定による運転免許証等の更新の申請をしようとする者	経由手数料	経由地書換申出をする場合	千七百円
		経由地書換申出をしない場合	七百五十円

別表第二十五号を次のように改める。

二十五 法第百一条の二第一項又は第百一条の二第一項の規定による運転免許証等の更新の更	運転免許証等更新手数料	運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情	法第百一条の二の二第一項の規定によるその者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」と	二千七百五十円
--	-------------	----------------------	--	---------

新を受けようとする者								
報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。			免許情報記録の有効期間の更新（同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）			運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新		
いう。）をする場合 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）			經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合			經由申請をする場合であって、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき		
千三百円			二千八百五十円			千円		
						千九百五十円		
						二百円		
						二千五百円		
						二千八百五十円		
						二千九百五十円		

別表第二十四号を削り、同表第二十三号中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五

十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千百円」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第二十二号中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表第二十一号を同表第二十二号とし、同表第二十号中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「二万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十九号を同表第二十号とし、同表第十八号中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十七号中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十六号中「若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百一条の四第二項」を削り、同号を同表第十七号とし、同表第十五号の次に次の一号を加える。

十六 法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けよ	特定免許情報記録録手数	法第九十五条の二第一項の規定による特定免許情報の記録	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	イ ロに掲げる者以外の者に係る記録 ロ 複数免許取得者に係る記録	千五百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千三百五十円） 千三百五十円（特定試験免除者に係る記録にあつては、千百五十円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額
法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合	八百円				

うとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に法第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令第四十三条第四項で定める者を除く。）			
法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第六十条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え			
法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	イ ロに掲げる者以外の者に係る書換え	ロ 複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換え	千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）	千五百五十円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者（以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、百円）	千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額	

別表の備考の第二号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号の表イ中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千三百五十円	四千二百五十円
--------	---------

を

千二百円	四千四百五十円
------	---------

に改め、同表ロ中「六千七百円」を「六千三百五十円」

に、「六千百円」を「六千二百五十円」に、「二千百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表ホ中「二千三百五十円」を「二千六百元」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表ヘ中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表ト中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同備考の第三号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号の表イ中「一万三千五十円」を「一万三千百円」に、「一万五百五十円」を「一万八百元」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同表ロ中「五千五百円」を「五千五百五十円」に、「四千三百円」を「四千三百五十円」に改め、同備考の第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号の表イ中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二百五十円	千二百五十円
四千二百五十円	四千二百五十円

を

千二百円	千二百円
四千四百五十円	四千四百五十円

に改め、同表ロ中「二千五十円」を「二千

百円」に改め、同表ニ及びホ中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表ヘ中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表ト中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同備考の第五号中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号の表イ中「七千八百円」を「八千二百円」に、「五千七百五十円」を「五千九百円」に、「三千七百円」を「三千九百円」に、「九千五百円」を「九千五百五十円」に改め、同表ロ中「三千三百五十円」を「三千四百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七十七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭